

第 1 問

設問 1 (1)

アについて

第 1 B には本件負傷について損害賠償責任があるといえるか。

A は、設備工事業を営む B の従業員である。本件負傷について B も使用者責任（民法（以下法名省略）715 条 1 項）を負わないか。

1 715 条 1 項の要件

715 条 1 項により B に使用者責任が認められるには①使用関係があること②当該不法行為が事業執行中に行われたこと③被用者が 709 条を満たすこと、である。

(1) 本件においてみると、まず、使用関係とは、雇用関係のみならず、指揮監督関係があればよい。A は B の従業員であることから、指揮監督関係にあるといえ、使用関係があるといえる（①充足）。

(2) 次に、本件負傷は本件威嚇行為によるものである。本件威嚇行為は、A が、B の所有する業務用トラックである甲車を、B の業務として運転して走行していたところで起こったものである。そうだとすると、本件威嚇行為は事業の執行中に行われたものであるから、事業執行性が認められる（②充足）。

(3) A は、本件威嚇行為による本件負傷について不法行為による損害賠償責任を負うこととされているから、A は 709 条を満たす。よって③充足する。

(4) また、715 条 1 項但し書による免責事由も認められない。

2 以上より、要件を充足するため、B は使用者責任を負う。

イについて

第 1 B の反論について、認められるか

1 722 条 2 項では、被害者に過失があったときは、裁判所はこれを考慮して、損害賠償の額を決めることができるとされている。715 条 1 項による使用者責任の場合でも、このような過失相殺は認められるか。

2 使用者責任による損害賠償は、代位責任であるから、本人と同様に過失相殺されるべきである。そうだとすると、本件事故についての A と C との過失割合は A が 2 割、C が 8 割であるから、その割合で賠償額が減額されるとも思える。

3 しかし、C と D は請求 1 当時、離婚に合意している状態である。確かに本件事故当時は夫婦関係にあったが、請求段階で夫婦と言えない場合でも過失相殺が適用されるか。

この点について、本件事故当時の関係性によって過失相殺を行うべきと考えられる。

不法行為による損害賠償の趣旨は、損害の公平な分担にある。そうだとすると、当該事故当時の状況によって損害を公平に分担すべきであり、また、そうしないと、請求前に離婚してしまえば過失相殺が適用されなくなるというデメリットがある。

よって、本件事故当時に C の配偶者であった D には C による過失割合による過失相殺が行われるから、B の反論は認められる。

設問 1 (2)

ア

第 1 B のウの反論は認められるか。

B は、D が C について相続をした結果、当該損害賠償債務は消滅したと主張している。確かに、D は C の唯一の相続人であるから、C の財産をすべて相続している。しかし、当該損害賠償債務は C の財産ではないし、損害賠償制度は損害の公平な分担のための制度であるから、相続は考慮されない。

よって、B のウの反論は認められない。

イ

第 1 B と D の負担割合はどのようなになるか。

B のウの反論は認められないことを前提とする。

A と C の過失割合は A が 2 割、C が 8 割であった。B の負担する責任は、使用者責任であり、これは代位責任であるから、A の過失割合分を負担する。また、D は C を相続しているから、C の過失割合分を負担する。

よって、B と D の負担割合は B が 2 割、D が 8 割となる。

設問 1 (3)

第 1 B の反論エは認められるか。

B は本件和解は弁護士法 72 条に違反するので和解は無効であり、D の請求は認められないという反論をしている。

1 弁護士法 72 条の趣旨は、弁護士資格のない者が他人の法律事件に介入することを業とすることにより、当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律事務に係る社会生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、法律秩序を害することを防止することにある。

本件においてみると、E は、弁護士資格はないが、本件和解に関して違法行為などはなく、B と D の利益を損ねたという事情はない。また、B も、E が弁護士資格がないと気づく前までは円滑に本件和解を締結している。

しかし、弁護士法 72 条に違反する行為は処罰の対象とされており、具体的には 2 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金であり、その態様は重い。

そうだとすると、弁護士法 72 条を遵守するためにも、本件和解は無効であると考えられる。

2 よって、D の請求は認められる。

設問 2

ア

第 1 乙の所有権は誰に属するか。

1 まず、令和 7 年 3 月 10 日に C D 間で甲乙の交換契約が締結され、乙の所有権は

DからCに移っている。しかし、当時Cは未成年であり、その親権者であるAが契約①を取り消ししているから、契約①は取り消され、乙の所有権は遡及的にDに帰属している。

2 その後、乙はそのままCがDのために管理していたところ、CからE、EからFに契約②、③によって譲渡契約が締結されている。Cは契約締結時に乙の所有者ではないが、即時取得（192条）が成立し、Fが所有権を取得しないか。

即時取得の制度趣旨は、権利の外観を信頼し取引関係にたった者を保護する点にある。そうだとすると、外観に変化がないと即時取得によって保護されない。

しかし、どちらも、占有改定（183条）によって引渡しが行われている。この場合は外観に変化があるといえるか。

第三者からみて外観に変化がある場合は保護されると考えられる。しかし、占有改定は、第三者がわかる外観の変化はない。よって、即時取得の要件を満たさず、Fは所有権を取得しない。

3 Gは契約④によってFから所有権を取得しているといえないか。Fは上述の通り、所有権を有しないが、GがFが乙の所有者であると過失なく信じていたから即時取得が成立しないか。

(1) 即時取得の要件は①取引行為によって②平穩かつ公然と③動産の占有をはじめ④所有権がないことにつき善意無過失であることである。

契約④は取引行為である（①充足）。平穩かつ公然とは、恐喝等によらないことを言い、186条によって推定されている（②充足）。乙は絵画であるから、動産である。また、CはGの指示する場所へと乙を搬入しているから、現実の引渡し（182条）を受けているから、動産の占有を始めたといえる（③充足）。また、GはFが乙の所有者であると過失なく信じているから善意無過失であるといえる（④充足）。

(2) よって、即時取得が成立し、Gが乙の所有権を取得しているといえる。

4 その後所有権が変動する事情はないから、Gが乙の所有権を取得している。

イ

第1 Dの請求2の全部又は一部が認められるか。

DはFに対して不当利得（703条）として35万円を請求すると考えられる。

1 不当利得が認められる要件は①法律上の原因なく②他人の財産によって利益を受け③他人に損害を生じさせ④②と③に因果関係がある、場合である。

Fは所有権がないにもかかわらず乙をGに売却し35万円を得ている（①、②充足）。DはFが即時取得によって乙を取得したことにより、乙の返還を請求できないから損害を被っている（③充足）。また、Fの35万円を取得した利益は、乙の売却によるものであるから因果関係があるといえる（④充足）。

よって、不当利得が成立する。

2 しかし、認められる範囲は乙の適正価格である30万円であると考えられる。

不当利得の制度は正義・公平にあるから、その制度によってDが利益を得ることは認められない。よって、Dの請求が認められるのは30万円である。

3 以上より、Dの請求は30万円の範囲で認められる。

以上

- 3時間以上かけてしまった
- ともかく時間が足りない